

電子契約の導入について

契約事務のペーパーレス化を推進するとともに、市と受注者双方の業務の効率化及びコスト削減を図るため、令和8年4月1日から電子契約を一部導入します。

1. 対象となる案件

原則として、管財課契約係で執行する全ての入札・見積り合わせ案件（変更契約含む）

※電子による契約締結は、受注者の同意の下に行いますので、受注者の事情等により、従来どおり紙文書での契約の締結も可能です。

※法律により書面での契約書の作成が義務付けられている契約等、電子契約を利用できない案件があります

2. 電子契約の申込み・利用方法

- ① **受注者** 落札後、電子契約を希望する場合は「電子契約利用申出書」を電子メールで提出
- ② **受注者** 契約関係書類（建設リサイクル法関係、契約保証書（認証キー）等）を電子メールで提出
- ③ **市** 契約書案を作成し、電子契約システムから受注者が申し出たメールアドレスに確認依頼を送付
- ④ **受注者** 契約担当者が契約書の確認・合意
- ⑤ **受注者** 契約締結権限者が契約書の確認・合意
- ⑥ **市** 契約書の最終確認・合意（契約締結）

3. 提出先メールアドレス

管財課契約係：kanzai@city.toride.ibaraki.jp

4. 注意事項

- ・電子契約利用申出書は、毎回、案件ごとに Word のままご提出してください。
- ・落札後、市よりクラウドサインのメールアドレス（support@cloudsign.jp）から「確認依頼メール」を本申出書に記載されたメールアドレスに送信します。貴社がメールを受信した日を1営業日目とし、3営業日以内に、契約担当者・契約締結権限者いずれも確認・同意を完了いただくようお願いします。

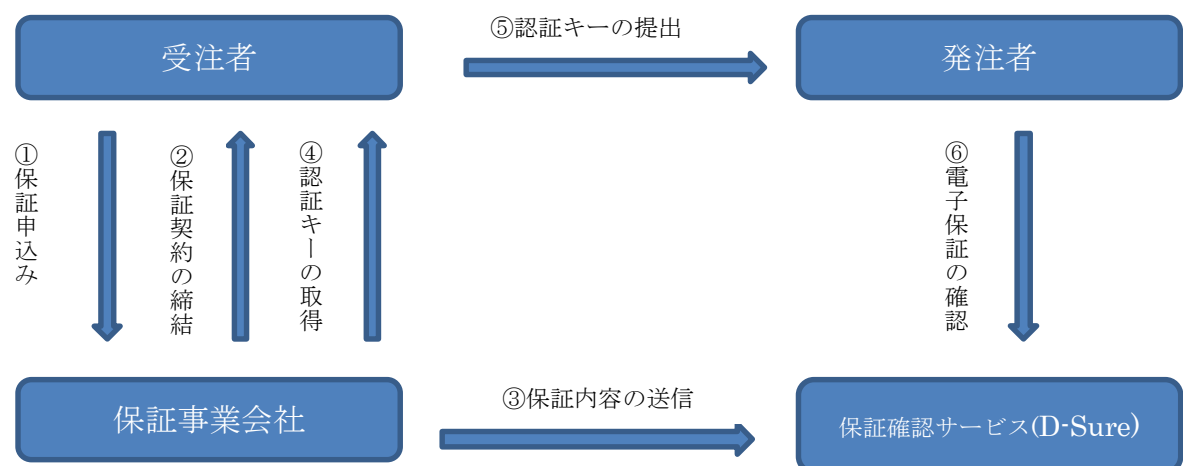
電子保証の導入について

建設工事及び建設コンサルタント業務における契約保証及び前払金保証（中間前払金含む）について、令和８年４月１日から電磁的方法により発行された保証証書（電子保証）の取扱いを開始します。

1. 対象となる案件

令和８年４月１日以降に締結する建設工事及び設計・測量等の建設コンサルタント業務
※原則、電子保証でのご提出をお願いします。なお、従来の書面による保証証書の提出も可能です。

2. 電子保証の仕組み及びフロー



3. 提出方法

保証事業会社より電子交付された認証キー（PDF 形式）を電子メールで提出
（認証キーをご提出する際は、必ず案件名をメール文に記載してください。）

4. 提出先メールアドレス

管財課契約係：kanzai@city.toride.ibaraki.jp

5. その他

- ・ 電子保証の申込方法等については、保証事業会社にお問い合わせください。